#### 令和3年度名古屋市内部統制評価報告書

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第1項の規定に基づき「名古屋市内部統制基本方針」(令和2年4月1日)を策定し、「財務に関する事務」及び「情報管理に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行いました。

#### 2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、 「財務に関する事務」及び「情報管理に関する事務」に係る内部統制の評価 を実施しました。

#### 3 評価結果

上記評価手続に従い評価作業を実施した結果、「財務に関する事務」について附属資料のとおり評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握しました。そのため、当該不備に係る財務に関する事務については、内部統制が一部有効に運用されていないと判断しました。

当該不備を除く「財務に関する事務」及び「情報管理に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において 有効に運用されていると判断しました。

#### 4 不備の是正に関する事項

上記3の財務に関する事務における運用上の重大な不備は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による身元明確なるも引取者のない遺体にかかる葬儀執行について、複数の区において事務処理の遅延及び放置により長期間にわたって葬儀執行がなされていなかったことが判明したものです。不備の是正として進捗管理の徹底等の再発防止策を講じました。

令和4年7月25日 名古屋市長 河村たかし

令和3年度名古屋市内部統制評価報告書附属資料

#### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

## (1) 内部統制の整備

#### ア 内部統制基本方針

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第1項の規定に基づき「名 古屋市内部統制基本方針」(令和2年4月1日)を策定し、「財務に関す る事務」及び「情報管理に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び 運用を行っている。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクの防止、又は顕在化を適時に発見するものではない。

## イ 内部統制の運用体制

市長を内部統制の最終責任者である内部統制責任者とし、内部統制の運用に関し必要な事項の協議等のため名古屋市内部統制委員会を設置している。また、局区等においては、局区等の長を内部統制監とし、局区等の内部統制の運用に関し必要な事項の協議等のため局区等内部統制委員会を設置している。

総務局長は内部統制総括監として内部統制に関する事務を総括する ほか、内部統制の推進及び評価に関する事務を処理させるため、総務局 職員部人材育成・コンプライアンス推進室に内部統制推進部局及び内部 統制評価部局を設置している。

全庁的に共通する業務について内部統制の組織的な取組を推進し、内部統制推進部局及び内部統制評価部局に対して専門的な見地から協力するため、次表に掲げるとおり、共通業務所管部局を設置している。

なお、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事 委員会事務局及び監査事務局(以下「市会事務局等」という。)について は、名古屋市内部統制に関する要綱(令和2年3月27日総務局長決裁) を準用することとしている。

共通業務	共通業務所管部局
会計	会計室
情報の保護及び管理(電子情報の	総務局
保護及び管理を含む。)	朴心 4分 /PJ
公有財産の取得、処分、管理	財政局
契約	知政府
個人情報の保護	スポーツ市民局

## ウ 全庁的な内部統制に関する事項

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)の「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に対応する規定等を整備している。

## エ 業務レベルの内部統制に関する事項

## (ア) リスクの洗い出し及び重要度の評価

全ての所属において、「内部統制におけるリスク管理要領」(第五版令和3年2月)に例示したリスク一覧等を踏まえ主要なリスクを洗い出すとともに、同要領のリスクの重要性についての目安・考え方を踏まえ総合的に重要度の評価を検討した。

重要性の高いリスクは影響度、発生可能性及び質的重要性の1項目以上で最上位の区分に評価したものとし、令和3年度は3,271件(財務に関する事務に係るリスク1,281件及び情報管理に関する事務に係るリスク1,990件)あり、重要性が高いとした全てのリスクについて内部統制に取り組むこととした。

## (イ)対応策の整備

全ての所属において、内部統制に取り組むこととした重要性の高いリスクについて、既に存在する対応策を確認し、必要十分でない場合は具体的な手続をマニュアルに反映するなどの見直しや新たな整備を行うとともに、対応策の確実な実施に向け、職場会議等を通じて、職員に適切に周知した。

#### (2) 内部統制の運用

#### ア 名古屋市内部統制委員会の開催

市長、副市長等で構成する名古屋市内部統制委員会を開催し、全庁的な内部統制の推進に取り組んだ。

#### イ 令和3年度の重点的取組

## (ア) リスクの認識及び評価の徹底

区役所業務を対象とした共通リスク一覧やリスク評価に係るマニュアルを活用し、リスクの認識・評価の徹底を図った。

## (イ) リスク対応策の実効性の強化

本庁の事業所管課が実施する実務研修等との連携や事務処理誤りが発生した所属等への実地ヒアリングを通じて、リスク対応策の実効性の強化に取り組んだ。

## ウ 講演会及び研修の実施

## (ア) コンプライアンス講演会

内部統制の観点から見る事務処理誤り発生防止に向けた組織的な取組みについて課長級及び係長級の職員を対象に講演会を実施した。

## (イ) 職員研修

各職場における意識啓発を図り、内部統制に関する理解や認識を深めることを目的として、各任用段階における階層別研修や、各所属における職場内研修等を実施した。

#### 2 評価手続

(1)整備状況の評価基準日 令和4年3月31日

## (2) 運用状況の評価対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## (3) 評価範囲

市長の担任する事務及び市会事務局等の権限に属する事務のうち「財務に関する事務」及び「情報管理に関する事務」

## (4) 評価方法

## ア 全庁的な内部統制の評価

内部統制評価部局において、ガイドラインの「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に対応する規定等の整備状況を別表のとおり確認し、整備上及び運用上の重大な不備について評価を行った。

#### イ 業務レベルの内部統制の評価

## (ア) 自己評価

#### a 整備状況

全ての所属において、対応策がマニュアル等に明確に規定されているか、そのマニュアル等が職員に周知されているかという観点から点検した。

評価基準日において、対応策がマニュアル等に明確に規定されていない、対応策の内容が具体的な手続きとなっておらず不十分である、又は他所属の対応策と比較して手間がかかっているなど、いずれかに該当した場合には、整備上の不備ありと評価した。

#### b 運用状況

全ての所属において、内部統制を運用するなかで、結果として当該リスクに関連して、直接的に市民等が影響を受けるなど不適切な事項が発生したかという観点から点検した。

事務処理誤りがあった、監査指摘があった(経済的又は社会的な損失があったものに限る。)、又は不祥事等があったなど、いずれかに該当した場合には、運用上の不備ありと評価した。

## (イ) 独立的評価

内部統制評価部局において、各所属から独立した立場で、自己評価と同じ観点により点検し、評価した。

## ウ 重大な不備

重大な不備とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの、又は実際に生じさせたものをいう。

内部統制評価部局及び各所属においては、談合、横領、不適正経理や 刑法(明治40年法律第45号)に規定される公務員による汚職の罪に係 るもののほか、市民等に対して及ぼす影響の量的・質的重要性を踏まえ、 総合的に判断した。

なお、評価基準日において整備上の重大な不備が存在する場合又は評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合には、内部統制は有効に整備又は運用されていないと判断し、どちらにも該当しない場合には、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断した。

#### 3 評価結果

- (1) 全庁的な内部統制の評価 整備上及び運用上の重大な不備は認められなかった。
- (2)業務レベルの内部統制の評価
  - ア 整備状況

整備上の不備及び重大な不備は認められなかった。

## イ 運用状況

- (ア) 運用上の不備が認められたものとしては、財務に関する事務における事務処理誤り3件及び監査指摘6件、情報管理に関する事務における事務処理誤り44件があった。これらのリスク類型としては、不適切な支出事務1件、不適切な収入事務1件、不適切な預り金等管理事務7件、不適切な情報管理による誤送付、誤配付、誤交付36件及び紛失等8件であった。
- (イ) 運用上の不備のうち、財務に関する事務について次のとおり運用 上の重大な不備が認められた。

事案の概要	判明の経緯	不備の原因
墓地、埋葬等に関する法	令和3年7月9	相続人調査や遺体引取りの
律 (昭和 23 年法律第 48	日から令和4年	連絡調整など明確な処理期
号)による身元明確なる	1月26日まで実	限を定めることが難しいこ
も引取者のない遺体に	施された監査に	と、迅速な事務執行に対す
かかる葬儀執行につい	より判明	る意識が希薄になっていた
て、事務処理の遅延及び		こと、執行管理が担当者任
放置により長期間にわ		せとなっていて、組織的に
たって葬儀執行がなさ		事務の進捗状況を管理する
れず、葬儀業者に遺体が		仕組みや意識が欠如してい
保管されていたもの。		たことなどが原因と考えら
(東区、北区、昭和区、		れる。
熱田区、中川区、緑区及		
びスポーツ市民局)		

## 4 不備の是正に関する事項

- (1) 運用上の不備が認められたリスクについては評価基準日において再発防止策を講じ、内部統制に取り組んでいることを確認した。
- (2) 運用上の重大な不備については、上記(1)に加え、全区を対象とした 実態調査の結果等を踏まえ、下記のとおり今後さらなる再発防止の徹底 を図る。

再発防止策	<ul><li>○速やかな葬儀執行に向けた戸籍調査、親族への意向確認方法の変更による処理期限の明確化等事務処理の手引きの見直し</li><li>○詳細な進捗状況の把握が可能な様式の導入等による進捗管理の徹底</li><li>○定期的な研修の実施</li></ul>
-------	--

# 別表 「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」への対応状況

基本的 要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	主な整備状況	
	1 長は、誠実性と 倫理観に対する姿勢 を表明しているか。	1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを自らの指示、 行動及び態度で示しているか。	盟観が重要であることを自らの指示、いるか。  国織に求める誠実性と倫理観を職員 指針となる具体的な行動基準等とし 委託先並びに、住民等の理解を促進 する条例 職員懲戒条例 懲戒処分の取扱方針	
		1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先並びに、住民等の理解を促進しているか。		
		1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。		
統制環境	2 長は、内部統制の目的を達成するに	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	名古屋市内部統制に関する要綱 名古屋市事務分掌条例 (各)代決規程、委任規則 定員管理の方針について	
	当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。	2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署 及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び 権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。		
	3 長は、内部統制 の目的を達成するに あたり、適切な人事 管理及び教育研修を 行っているか。	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	人材育成基本方針 名古屋市人事評価制度の実施に	
		3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	ついて (通達) 職員懲戒条例 懲戒処分の取扱方針	
	4 組織は、内部統制の評価と対応の評価と対応の計価と対応の計価と対応がな明確さを備えた日間を明示し、リスロセンののでは、サインのではないのでは、サインのでは、サインのでは、サインのでは、サインのでは、サインので	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	名古屋市職員定数条例 定員管理の方針について リスク管理要領	
		4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。		
	5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、分類し、分類し、分析し、分析し、計画には、計画には、対応が対応をといて、必要にないで、対応をとっているか。	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部 統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。		
リスクの評価と対応		<ul> <li>5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。</li> <li>1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する</li> <li>2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響度)な重要性によって分析する。</li> <li>3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する。</li> </ul>	リスク管理要領	
		5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。		
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるために体制の整備を図っているか。	名古屋市職員の公正な職務の執 行の確保に関する条例 リスク管理要領	

基本的 要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	主な整備状況	
統制活動	7 組織は、リスク の評価及び対応にお いて決定された対応 策について、各部署 における状況に応じ た具体的な内部統制 の実施とその結果の 把握を行っている か。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。 7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源	リスク管理要領 名古屋市情報あんしん条例 名古屋市入札監視等委員会条例 名古屋市財産条例 名古屋市個人情報保護条例	
		等を踏まえ、統制活動についてその水準を含めて適切に管理しているか。	名古屋市契約規則 名古屋市会計規則	
	8 組織は、権限と 責任の明確化、職務 の分離、適時かつ適 切な承認、業務の結 果の検討等について の方針及び手続を明 示し適切に実施して いるか。	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を 適切に行っているか。 1)権限と責任の明確化 2)職務の分離 3)適時かつ適切な承認 4)業務の結果の検討	名古屋市内部統制に関する要綱 名古屋市事務分掌条例 (各)代決規程、委任規則 名古屋市契約規則 名古屋市入札監視等委員会条例 名古屋市財産条例 名古屋市会計規則 名古屋市情報あんしん条例 名古屋市個人情報保護条例 リスク管理要領	
		8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果 について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必 要に応じた是正措置を行っているか。		
	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。		
		9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	名古屋市情報あんしん条例 「市民の声」事務取扱 名古屋市個人情報保護条例	
		9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。		
情報と伝達	10 組織は、組織内 外の情報について、 その入手、必要とす る部署への伝達及び 適切な管理の方針と 手続を定めて実施し ているか。	10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に 伝達されるような体制を構築しているか。	市長ホットライン 「市民の声」事務取扱 幹部会規程 名古屋市情報あんしん条例 名古屋市職員の公正な職務の執 行の確保に関する条例 監察実施規程	
		10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。		
# また	11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるため	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	リスク管理要領 監察実施規程 名古屋市監査委員監査基準 名古屋市契約規則 名古屋市入札監視等委員会条例 名古屋市会計規則 名古屋市情報あんしん条例 名古屋市個人情報保護条例	
	に、日常的モニタリング及び独立的評価 を行っているか。	11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。		
ICTへ の対応	12 組織は、内部統制の目的に係るIC T環境への対応を検討するともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の登地を検討するともに、ICTの利用の過失を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	名古屋市 I C T 活用に関する基本方針 名古屋市情報あんしん条例 名古屋市個人情報保護条例	
		12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。		
		12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保 守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシス テムに関する外部業者との契約管理を行っているか。		
		12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。		